

見守り 新鮮情報

スマートフォンが
自宅につながり
にくくなり
携帯電話ショップで相談した
ところ、**据置型 Wi-Fi ルーター**
を勧められた。「ルーター本体
は約7万円(36回払い)だが、
サービスで毎月約2千円
割引するので**実質無料**」と
言われたので契約した。
後日、請求明細を確認したら
前月より約**5千円高かった**
ため「実質無料と言われて
契約した。別途**通信料金**がかかるとは**聞いていない**」と解約を伝えると、
「中途解約の場合は**ルーター本体の代金を支払って**もらう」と言われた。
契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば
契約しなかった。納得いかない。(70歳代)

©Kurosaki Gen



据置型Wi-Fiルーターが 実質無料？ 契約内容をよく確認

ひとこと助言

必要がなければ
断って



見守るくん

- 機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる「据置型Wi-Fiルーター」の契約に関する相談が寄せられています。
- 据置型Wi-Fiルーターを利用するには、通信契約とルーター本体の契約が必要です。一定期間中月々の通信料金を割引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は「実質無料」となりますが、中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。
- 「実質無料」「安くなる」などと言われても、月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。
- 内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。
- 解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第540号(2026年5月14日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

